

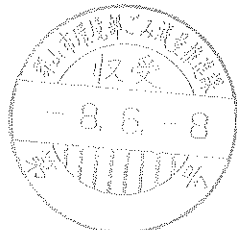
様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 8 年 6 月 1 日

郡 山 市 長 様



提出者

住 所 郡山市向河原町159

氏 名 公益財団法人星総合病院

理事長 星 北斗

電話番号 024-983-5511



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

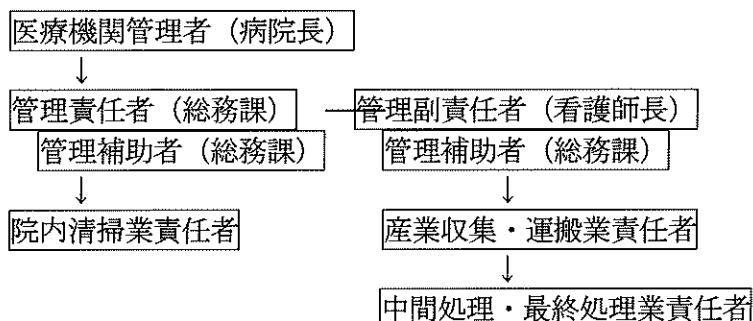
事業場の名称	公益財団法人 星総合病院
事業場の所在地	郡山市向河原町159-1
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数430床
③従業員数	892人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	診療部門⇒指定容器に入れる⇒指定保管場所へ 検査部門⇒指定容器に入れる⇒指定保管場所へ ⇒委託業者が施設内の指定保管場所へ、収集・運搬 ⇒委託処理業者が収集・運搬・中間処理・処分焼却

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感性性産業物	キシレン
	排 出 量	193.37 t	2.24 t
	(これまでに実施した取組)		
	感染性廃棄物管理規程を作成し、院内担当者を通し各部門へ周知、徹底を図った。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業物	キシレン
	排 出 量	193 t	2.0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	感染性廃棄物の減量化に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・感染性廃棄物→産業廃棄物マニュアルに従い、指定容器にて分別している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別する予定の種類は、現在と変わりなし。 ・委員会を通し各部署担当者へ、より分別周知徹底を図る。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
	全処理委託量	193.37 t	2.24 t
	優良認定処理業者への処理委託量	193.37 t	2.24 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	内容物の飛散、流出が起きないように、排出事業者責任において安全な状態で処理依頼する。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	193 t	2.0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	193 t	2.0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 環境整備を整え、感染防止策の強化 感染性廃棄物の減量化に努める。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	195.61	t
	(今後実施する予定の取組等) 収集運搬・処分業者との連携に務め、電子マニユフスト 承認確認作業をしっかりと行う。		
※事務処理欄			